

經濟論叢

第十二卷 第一號

イギリス最低賃金制發展過程の一考察(一)
.....前 川 嘉 一 1

オプションと逆指値.....鎌 倉 昇 23

「急速税務減価償却」と企業会計上の減価償却
.....高 寺 貞 男 39

人事管理の性格に対する一考察.....飯 野 春 樹 55

書 評

J. M. ギルマン『利潤率低下論』.....岸 本 誠 二 郎 71

ヴィクター・バーロ『最高の金融帝国』...金 田 重 喜 75

昭和三十三年七月

京都大學經濟學會

イギリス最低賃金制發展過程の一考察(一)

——一九〇九年法から一九一八年法へ——

前 川 嘉 一

目 次

- は し が き
- 一 一九〇九年賃金委員会法成立の概要
- 二 第一次大戦時労働政策の展開
——大蔵省会議・軍需品法を中心に——
- 三 第二次大戦時生活水準の低落と労働運動の課題(以上本号)
- 四 産業不安対策
——復興委員会からホイットレイ委員会へ——
- 五 ホイットレイ計画における賃金委員会と政府
見解
- 六 一九一八年賃金委員会法の成立
- む す び

は し が き

イギリスの最低賃金制が一九四五年及び一九四八年の賃金審議会法 (The Wages Councils Act, Dated 28th March, 1945. The Wages Councils Act, Dated 16th December, 1948) [国法は相補的なものである] を中心として、他に農業賃金法 (Act, Agricultural Wages, Dated 13th July, 1948)、賭業賃金法 (Catering Wage Act, Dated

10th June, 1943)「公正賃金に関する決議 (Fair Wages Resolution, Dated 14th October, 1946) 等の一連の諸立法を内容とする現行制度に至るまでには、ほぼ半世紀に亘る發展の過程になっている。すなわち、一九〇九年の賃金委員会法(以下一九〇九年法という)の成立に始まり、第一次大戦を経て、ホイットレイ計画(Whitley Scheme)なる体系的産業平和策の一環としての一九一八年賃金委員会法(以下一九一八年法という)を第二の發展段階としてもち、さらにこれらの賃金委員会法の経験実績に基いて拡大發展したのである。

工場法の補完的性格をもって現われた一九〇九年法は、一九一〇—一四年の労働運動「大攻勢」の時期を経、さらに第一次大戦期の運動が一時的中断の様相を示しながらも矛盾を内包化し、部分的ではあったが尖鋭的な形態で展開されて、いわゆる産業不安(Industrial Unrest)が醸成されていった時期を経過して、一九一八年法として改正されるに至った。とりわけ第一次大戦の戦争政策を通じて倍加されたイギリスの階級的支配は、労働者階級の生活を破壊して、まさしく経済的な基本的人権の否定的作用を強めたのである。これに対抗して、部分的ではあったが激しい闘争及びより広汎な闘争へ發展する条件の成熟は、現実には戦時生産を中断して、産業平和と社会平和を擾乱し、或はまた戦後におけるより規模を大にする剰余価値生産の動揺、政治的階級関係の破壊を予測せしめるに十分であつた。ここに労資関係の安定によって産業平和と社会平和を確保維持するため、イギリス政府はホイットレイ委員会を設け、その計画の一部として最低賃金制の拡充を意図したのである。

本稿は、イギリス最低賃金制發展の全過程を取扱うものではなく、この一九〇九年法から一九一八年法に至る過程を対象とするとどめた。前述のとおり、一九一八年法への發展は一九〇九年法の単に無限定な延長線に沿うものではなく、その間の歴史的社會構造を通じて發現し、その社會的經濟的諸条件によって最低賃金制の性格内容を

補充してなされたものである。この意味において、一九一八年法の成立過程を産業的階級的諸關係、すなわち、労働者階級と資本・政府の現実的課題とそれに照応する対策の追跡を通じて明かにし、さらに一九一八年法成立の意義を明確にすることを課題とするものである。

註 他に一九三八年道路運送業賃金法（一九四八年賃金審議会法によって、審議会法に吸収された）及び一九三四年綿業（臨時）措置法がある。これら諸立法の規定については「各国の最低賃金法制」（労働大臣官房労働統計調査部、昭和三十二年）参照。

一 一九〇九年賃金委員会法成立の概要

周知のとおり、イギリスの最低賃金制は、苦汗産業（Sweating Industries）反対運動の結果として結実した一九〇九年法に始まる。¹⁾一九〇九年法の成立過程は、それ自体論究さるべき多くの問題を提起するものであるが、ここでは行論に必要な限り、その概要を示すにとどめたい。

問題となった“Sweating”の概念は必ずしも一様ではない。それは一般的には（一）不当に低い賃金率（二）過度の労働時間（三）作業場の不衛生な状態と考えられていた。²⁾しかし、苦汗産業の基礎であるその労働關係——Sweaterとの雇用關係から生ずる収奪關係——をより明確に示すものとして「安価にして制御し易い労働」（“cheap and docile labor”）との規定が主張された。それはもとより低賃金、長労働時間を内容とする労働であることはいうまでもない。本来、反「苦汗」は“Anti-Sweater”として提起されたものである。すなわち、請負制度（contract system）による請負人（contractor）が、労働者の熟練性の不要、雇用者数の制限の欠如および職業組織の欠陥などの条件がある場合、いわゆる“Sweater”として、その雇用者から超過労働、不当な低賃金から収奪することが

甚しくなる傾向が生じ、ここに問題が提起されたのである。この意味において、後者の規定をより妥当なものと考えらるべきであらう。

ともかく、反「苦汗」運動は十九世紀中葉（一八四七—一八八八年）を出発点として、末葉に至って再燃した。従来苦汗、労働は主として家内労働にあったが、末葉に至っては工場にまで普遍化し、それにも拘らず法的保護は極めて不十分な状態であった。一八七八年工場法は作業場における衛生条件、過剰労働者数等々の問題について規定を備えていたけれども、家族労働者の諸条件についてはこれを除外し（Sec. 61）、工場監督官の権限行使には事実上限界があった（Sec. 63⁵⁾。より重要なことは、労働者は生活を収入に基本的に依存するものであるにも拘らず、その収入に関する規定が全くなかったことである。

このように若干の重要な点で立法的保護を欠いていた苦汗労働者の窮迫化が世論を再燃せしめ、上院「苦汗」委員会の設立（一八八九年）となり、その広汎な弊害の実態が指摘されるとともに、反「苦汗」についての訴えが二つの立場からなされた。一つは「人間生活の品位と価値に基く訴え」、一つは「経済的基礎に基く訴え」であって、かくして具体的に、工場法の欠陥を補完する意味において、賃金立法への要請がなされることになった。すなわち、一八九八年、ディルク卿（Sir Charles Dilke）提案の賃金委員会法（Wage Board Bill）として具体化した。法案は、チャールス・ブリスの労働者調査の公刊（一八八九—一九一年）による啓蒙もあって、「自由主義者、国家主義者、保守主義者及び労働者に一様に支持されて全員一致下院第二読会を通過し、下院特別委員会に附託された」のである。

特別委員会は賛否両論の証言を徴した上、法案の必要を認め、また院外における反「苦汗」運動は、デリー・

ニヤース (Daily News) 主催の苦汗制度展示会⁹⁾ (Sweated Industries Exhibition of 1906) モーニング・ポスト (Morning Post) の『『国家的恥辱の改良のため』手段がとられねばならぬ』と結論する、人道的から移って経済的立場に立ってのミルナー卿 (Lord Milner) の演説記事において最高頂に達した。これは全国苦汗連盟 (National Anti-Sweating League) の絶えざる遊説と相俟って効果を収め、遂に原案を基礎に、ヴィクトリア州立法を参考に¹⁰⁾して、法案は全員一致で採択され、一九〇九年法として成立するのである。

(1) 一九〇九年法成立に至るまでに、一八七五年の炭坑労働者の最低賃金要求、一八八九年のドック労働者の六ペンスの獲得および一八九二年の炭坑労働者の最低賃金の承認がある。一九〇九年法はこれらの積み重ねでないとみられ (永野順造、社会政策としての最低賃金制の実現過程とその最低賃金額の決定基準について——社会政策学会編最低賃金制所収参照)、最低賃金制として確立するのは一九〇九年法であると考えてよい。積み重ねでないにしても、この両者が全然無関係であるとはいえない。例えば、ドック労働者の六ペンスは請負制の弊害反対から生じたものであり、この点においては一九〇九年法と同様の趣旨であったとみてよいであろう。

(2) 例えば一八八九年設立された上院苦汗委員会¹¹⁾の苦汗についての規定 (Miss B. L. Hutchins, Home Work and Sweating, *Fabian Tract* No. 130, p. 3.)

(3) フミット教授 (Professor Ashley) による規定 (*Fabian Tract* No. 130, p. 4.)

(4) 一八四七—一八八八年の冬期における、激しいイギリス労働者の窮迫状態について、Morning Chronicle (ロンドン) の一新聞が調査を行い、その報告から労働の制度 (= Sweating System) が世人の注意を喚起して、Sweater への反対運動が Charles Kingsley を中心としてなされた (David F. Schloss, "The Sweating System," *Fortnightly Review* No. 49, July-Dec. 1887, p. 835.)

(5) David F. Schloss, *ibid.*, p. 851.

(9) Gertrude M. Tuckwell, "The Story of the Trade Boards Acts," *The Contemporary Review*, No. 671, p. 601.

(7) Gertrude M. Tuckwell, *ibid.*, p. 602.

(8) 証言には当初否定論が強力であつたが、Marr Macarthur が同一労働にも拘らず賃金格差の大きい事実の証言、Mr. Askwith の「賃金委員会法は実行可能であり有益であらう、試みるべきである」との証言が賛成的立場を強化した (Gertrude M. Tuckwell, *ibid.*, pp. 602-3)

(9) 展示会には多くの職業から家内労働者の代表四四人が出席し、それら家内労働者の平均収入は時間当り一ペンスを僅かに上廻る調査結果が明かにされた (*The Labour Year Book 1919*, p. 213)

(10) Gertrude M. Tuckwell, *ibid.*, p. 603.

一九〇九年法は二〇年に互る反「苦汗」運動——前期においては主として人道主義的観点から、後期においては主として経済的観点から——によって工場法の補完的役割をもつ賃金立法として成立したのである。一九〇九年法は、周知のとおり、既製品及び売却品裁縫業、紙函製造業、機械レース・網仕上業及び製鎖業の、主として低賃金で婦人労働を雇用している四業種⁴⁾を対象とし、さらに一九一三年五業種⁵⁾が加えられ、一九一八年までに九業種をふくむ二三委員会(そのうちアイルランドが四)が設けられたのである。一九〇九年法の主要な規定は、(一)若干の特別業種における賃金委員会の設立 (二)追加委員会設立を提議するため賃金委員会に与えられた権限 (三)委員会の構成及び権限 (四)最低賃金率の実施であつて、委員会の権限は最低賃金率(時間賃金率)の決定に関するものであつた。実施例を示せば次表のようである。

賃金委員会によつてかなり賃金率が高められて労働者が保護され、その組織化に役立ち、且つ経営の能率に寄与する点も認められた。けれども、決定賃金率は必要な生活維持の水準を下廻り、労働強化が伴われ、またある場合は決定賃金率が遵守されず、水準、決定方式および適用の範囲、方法等に多くの改正すべき問題が早くも指摘され

例 1 紙兩製造業の決定最低賃金率

	年 令	決定最低賃金率	平均週賃金
男 子	21歳以上	時間 6 ペンス (週26シリング)	28シリング 6 ペンス
	21歳未満	週 4〜21シリング (年令経験により)	
女 子	18歳以上	時間 3 ペンス (週13シリング)	12シリング 3 ペンス
	18歳未満	週 4〜10シリング 6 ペンス	

例 2 既製品及び売却品裁縫業の決定最低賃金率

	年 令	決定最低賃金率	平均週賃金
男 子	22歳以上	時間 6 ペンス (週25シリング 6 ペンス)	31シリング 11ペンス
	22歳未満	週 4 シリング 2 ペンス〜21シリング 11ペンス (年令により)	
女 子	18歳以上	時間 $3\frac{1}{2}$ ペンス (週14シリング $10\frac{1}{2}$ ペンス)	12シリング 11ペンス
	18歳未満	週 3〜12シリング 6 ペンス (年令・経験により)	

The Labour Year Book 1916, p. 218 より作製

た。しかし、これには改善のための闘争が必要であった。「労働条件は或る一つが改善されれば、資本はこれを取かえすための手段を発展させることによってこれを相殺するばかりか、それによって別の形の労働条件の悪化を必然化させる。労働者階級はこの労働条件の新たな形態の悪化に対して、これを改善する闘争を展開せざるを得ない」のである。それ故、まず、一九〇九年法から一九一八年法への改正過程に介在する労働関係特に第一次大戦時のそれを明確にする必要があろう。

註(1) 最低賃金制が賃金立法たる性格をもっているが工場法を補うものであることは岸本英太郎教授によって強調されている(岸本英太郎、窮乏化法則と社会政策一一五―七頁)。なお一九〇九年法の成立過程においてブーアの調査とともにB・S・ラウントリの労働調査(一八九九年)、家内工業委員会調査(一九〇七年)が苦汗労働者の実態を指摘して、法案の実現に与ったことも留意しなくてはならないであらう。

- (2) 法案が当初上程されたときは製鎖業を除く三業種が考えられていたが、Mary Macarthur の努力で製鎖業が加えられた。
- (3) 五業種とは次のものである。Linen and Cotton Embroidery, Hollow-ware making, Tin Box-making, Sugar Confectionery and food Preserving, Shirt-making.
- (4) 岸本英太郎、前掲書一七頁。

二 第一次大戦時労働政策の展開

—大蔵省会議・軍需品法を中心に—

一九〇九年から一九一八年に至る間は、第一次大戦勃発までの四年間と大戦の期間に区分できる。前期の四年間は「この国がそれまでに経験したなかでもっとも広汎な『労働不安』の時期で、……これは労働条件が侵害されたのでこれを防衛するために結集している労働者階級の不安ではなかった。これは、労働者を反撃にかりたてて、いたるところで新しい積極的な目標に向って攻勢を展開させるような不安状態であった¹⁾」。すなわち、労働組合が「産業別組合主義」(Industrial Unionism)に基づいて、サンチカリズムを指導原理として、いわゆる「大攻勢」(The Great Offensive)を展開した時期である。この「大攻勢」は政治的・社会的危機の切迫を感じせしめるに十分なものであった。まさにこの時第一次大戦が惹起したのである。

労働者階級は大戦の切迫に対応して、かねてより、軍備拡張と好戦外交に否定的態度を示しつつ²⁾、大戦勃発直前においても、明確に戦争反対の態度を表明した。労働党執行委員会の、アーダーソン(W. C. Anderson, Chairman)とヘンダーソン(Arthur Henderson, Secretary)の名の下での、加盟団体への通牒(一九一四年八月七日)は

「労働運動は戦争を生みだした政策に反対した事実を再び主張すべきこと、及びヨーロッパ労働者間の友好感情を恢復するの
に最もよい機会を与え、そのような条件の下に、出来るだけ速かに平和を確保することが現在の務めたるべきこと」⁴⁾

と述べ、またトラファルが広場 (Trafalgar Square) への労働者大会 (一九一四年八月二日) の決議は

「……われわれは、国際社会主義局 (International Socialist Bureau) の採択した決議に述べられているように、各国政府
が戦争に突入するのを防止するのに努力している各国労働者を團結させようとする国際労働階級運動の努力を援助する。われわ
れはロシアを支持するためのイギリス政府の如何なる手段に対しても反対抗議する……」⁵⁾
と主張して、抵抗運動をつづけた。

しかし、大戦勃発以後、イギリス労働者階級は「理論的には国際主義者に同情し、『軍国主義』に対して国外と
同様国内においても主として反対したが、イギリス労働組合運動は宣戦がなされたとき断乎たる方針をとった。終
始運動の全力は——最も熱心で雄弁な労働党議員をふくみ、また独立労働党として知られる社会主義者協会の会員
でもあった労働組合員の一派の、精力的な宣伝によって支持されていた比較的少数派の平和主義的信念にもかかわ
らず、国家的努力の味方に投ぜられた」⁶⁾のである。

大戦に至るまでの四年間に激化した階級対立を、国民的統一に包摂することのできる条件を大戦は与え、支配階
級はまたこの条件を出来る限り有効に利用したのである。戦争目的の遂行によって階級対立止揚の方策がなされた
のである。

前記「国家的努力の味方」への第一歩は、労働組合会議、労働組合総連合 (The General Federation of Trade
Unions) および労働党の合同委員会の次の決議 (一九一四年八月二十四日) にあらわれている。

「ストライキであろうとロック・アウトであろうと、すべて現在の労働争議を終らしめるため直ちに努力がなされるべく、また戦争中新しい困難点が生じた時はいつでもストライキやロック・アウトに訴える前に平和的な解決に達すべく、すべての関係者によって懸命の試みがなされるべきこと」

この態度は、労働党議会委員会の大部分、労働組合議会委員会及び労働組合総連合運営委員会の宣言（一九一四年十月十五日）――

「イギリス労働運動の政策は、イギリス及びヨーロッパを、軍国独裁政治をうむ悪から救う熱望によって指令されてきた。ベルギ人を掠奪し、犯し、殆どヨーロッパ全体を怖しい悲惨、苦しみ、戦争の戦慄になげ入れた力がうちこわされるまで平和はあり得ない。戦いがつづく間、イギリスは内外で支持がなければならない。すなわち、戦闘員も非戦闘員も極力持続されなければならない。労働運動はドイツ軍国主義の野蛮な原理や方法が失敗することを確認して、この恒久的な国家的義務においてその役目を果してきたし、現に果しつつある……」⁸⁾

および労働組合会議委員会次の宣言となつて明確に示された。――

「われわれの国の歴史上のこの危機に際して想起され、労働組合及び一般労働者に関する限りとりわけ重要な今一つの要素は、自由で束縛なき政府が存続され、維持されるか否かは、この国が現在当面している闘いの結果如何にある、という事実である。」⁹⁾ 右のように、国民運動として帝国主義戦争の協力態勢に順応する一連の労働上層部の態度がいわば基点となつて、以後、いわゆる大蔵省会議 (Treasury Conference) から軍需品法 (Munitions of War Act) へとイギリス戦時労働政策は部分的な政治的、経済的譲歩を行いながら抑圧を展開してゆく。

(1) Allen Hunt, *British Trade Unionism*, 1941, p. 54. (理論社版六三頁)

(2) Allen Hunt, *ibid.*, p. 68. (理論社版七八頁) 参照。

- (8) Max Beer, *History of British Socialism* (春秋社版第二卷四〇〇頁) 参照。
- (4) *The Labour Year Book*, 1916, p. 17.
- (5) *ibid.*, p. 17.
- (6) Webb, *History of Trade Unionism*, 1920, pp. 636-7.
- (7) *The Labour Year Book*, 1916, p. 22.
- (8) *ibid.*, p. 21.
- (6) *ibid.*, p. 19.

第一次大戦に入り、「労働力不足の問題は、この時には既に既に見えてきかない状況にあった」⁽¹⁾一九一五年始めは、また「由々しい軍需品の欠乏に陥っていることに気がついた」⁽²⁾時期でもあった。その故に、大蔵大臣、商務長官によって労働組合幹部との会議（大蔵省会議）⁽³⁾がもたれ、その結果、主要組合幹部はいわゆる大蔵省協定（一九一五年三月十九日）を容認した。それは「軍需品ならびに戦争備品の生産を促進する観点」⁽⁴⁾でなされたものであって、「軍需品や戦争備品の仕事ならびに他の戦争を十分遂行するために必要な仕事は停止されるべきではない」⁽⁵⁾（第一項）を主内容とし、「戦争中、従来高級熟練労働者の階級によってなされていた仕事を行うため半熟練労働者の導入によって職場慣行が変ったところでは、支払賃金率は仕事の等級で相異なる普通賃金率となるべきである。

現行の仕事の区別制限の緩和すなわち半熟練労働者や婦人労働者の容認は、慣習の仕事に対して支払れていた賃金率に不利に影響すべきではない。通常その仕事をしている男子が、それ故に不利な影響をうける場合には必要な調整がなされるべきで、その結果、男子は以前の収入を維持することができる……」（第五項）⁽⁶⁾などの規定を、ただ「われわれの下場、造船所及び他の産業における戦前慣行からの戦時中の背離は、どれも戦争の期間にのみ限られ

るべきである」(第五項⁹⁾)との条件で設けることになったのである。

従つて、この産業平和政策を指向する協定は、当初政府のイニシアティブによつて進められ、結局労資間の自主的協定の形態をとつたのであつて、この点は注意されなくてはならない。協定は戦時生産確保のために労働争議を否定して仲裁に委え、最大規模での労働力の投入(=Dilutionを意味する)を認め、その故に、長期に亘る労働運動の蓄積である組合慣行を、すなわち組合の民主的権利をも抛棄するに至つたのである。かくして、政府提唱の軍旗の下への国民運動に労働組合も亦参加することになった。ただし、この場合、労働組合の対応は労働組合上層部によつて進められたことを重ねて留意しておきたい。そして、この協定は、軍需品法上程に際して(23rd June 1915)、軍需相ロイド・ジョージが「私はあの協定」[「Treasury Agreement……前川」]はこの国の機械工に提示したものであつて、彼らは実際大多数によつてその規定を採択した。われわれは、これらの規定をストライキとロック・アウトに関する限りこの法案で具体化すべく提議する¹⁰⁾と下院で言明していることによつても、軍需品法立法化への潤滑油的機能を果たすものとみてよいであらう。

軍需品法(一九一五、一六、一七年)は戦時の労働政策の背骨をなすもので、軍需相の提案理由は「現在の大戦に軍需品の効果的な供給を促進し、それに伴う目的のための規定をつくる」¹¹⁾にあった。

軍需品法は「労働組合に関する不文律を停止し、軍需生産の利潤を制限するとともに、強制仲裁に法律的な強制力を与えた」¹²⁾ものである。すなわち、労資間に相異点が生じた場合、それは本法に基き商務省に報告され、商務省の決定は強制的なものとされた(第一部)。企業の利潤は特別規定によつて制限され、超過分は大蔵省に支払うべきことが規定された(第二部、これは労働組合の要求によつて設けられたもの)。これらと同時に、生産、雇用を制

限することになってゐる規約なり慣行——法的強制をもつていない——は企業で中止され、労働者をさらに雇入れる場合、従来の規約、慣行に従うことは本法によって罰則規定にふれることになった（第二部）。ここに、本来の意図である争議停止と労働稀釈化が法的強制力をもつて促進せしめられる条件が整つたわけである。

この軍需品法（一九一五年）は、一六年の改正によって、大臣が、統制企業にある半熟練及び不熟練労働者の賃金と諸条件について、ある程度規制する権限をもちうるように、また婦人労働の問題を取扱う特別仲裁所設立の規定が設けられるようになった。それはさらに一七年改正された。一七年の改正は私企業（Division）を拡大するため意図されたもので、新条文は軍需大臣に熟練労働者の収入について特別の命令をなす権限を与えてゐる。¹³⁾

このように若干の修正を伴いながら軍需品法は、他の戦時政策すなわち兵役法（The Military Service Acts, January 27th 1916）や国土防衛法（The Defence of the Realm Acts, 戦時議会当初に立法化）等によって補完されて、戦時労働政策の中核としてイギリス労働者階級に強い統制を加え、法的強制をもつて彼らを国家目的に順応せしめたのである。戦時の労働者階級の統轄は、まず労働組合幹部の協力をかちとり、それを通じて立法措置を行うという方策によって進められた。このことは他方における一般労働大衆の賃金ならびに労働諸条件、労働生活の犠牲を当然要求することになる。

(1) G. D. H. コール、イギリス労働運動史Ⅲ、岩波版、一四五頁。

(2) G. D. H. コール、前掲書一六三頁。

(3) 大蔵省会議は、一九一五年三月十七日、大蔵大臣（Mr. Lloyd George）と商務長官（Mr. Runciman）が「ますます軍需品増産が必要であるという国家の緊急事に關する一般的状态、及びその目的を達成する観点で、政府がイギリスの産業を組織化するための手段を考へるため」軍需品生産部門（機械、造船、鉄鋼等）の主要労働組合代表を招いて開催したもので、

その時、労組代表、労働党議員計七名の小委員会が設けられ、この委員会で協定草案が作製され、翌日の会議で合同機械工組合を除く代表によって委員会案は認められた。ついで合同機械工組合も条件付きで容認するに至った (*Labour Year Book 1916*, pp. 59-61. 参照)。

- (4) *Labour Year Book 1916*, p. 60.
- (5) *ibid.*, p. 60.
- (6) *ibid.*, p. 61.
- (7) *ibid.*, p. 60.
- (8) Kirkaldy, *British Labour 1914-1921*, 1921, p. 104.
- (9) *Parliamentary Debates Commons*, 1915, vol LXXII 1200.
- (10) *ibid.*, 1183.
- (11) G. D. H. コーネル、前掲書一四六頁。
- (12) 軍需品法について *Labour Year Book 1916*, 1919. に全文ならびに詳解がなされている。
- (13) *Labour Year Book 1919*, p. 103.

三 第一次大戦時生活水準の低落と労働運動の課題

大戦は、一方において兵力を需要し、一方において軍需生産の拡大、そのための労働力の拡大を必要とした。ここに兵役法と軍需品法が適用された。そして後者によつては、多数の婦人労働者が軍需産業部門に投入され、*Dilution* は一般化されていた。次表はこれを示すものである。

Dilution の容認は労働組合のいわゆる制限的慣行 (*restrictive practice*) を否定することになる。従つて、前述の

第一次大戦時の労働稀釈化

年 月	性 別	1914年7月		1918年11月	
		男子	女子	男 子	女 子
金属工業	鉄 鋼	288	3.4	320(+32)	39(+35.6)
	電 気 機 械	80	16	89(+9)	56(+40)
	船舶用機械	289	2.3	435(+146)	31(+28.7)
	自動車, 白機	121	11	188(+67)	89(+78)
	その他	126	48	227(+101)	162(+114)
	化学工業	31	21	97(+16)	62(+41)
化学工業	政府企業 (工場, 造船, 造兵廠)	76	2.2	277(+201)	247(+244.8)
全 産 業		10,609	3,277	8,163(-2,446)	4,940(+1,663)

単位 1,000人

(Kirkaldy, *British Labour 1914-1921*, Table XIII より作製)

要求の基因があるときみなくてはならないであろう。

さて、このような賃金規制の下で、労働者の生活水準は、一方における物価騰貴、とくに食料品の価格騰貴のた

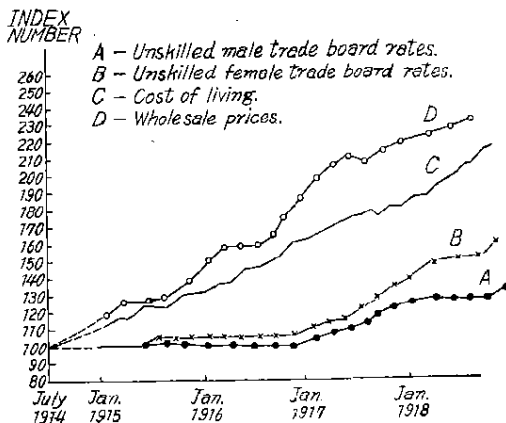
とおり、大蔵省協定においては Dilution を認める条件として、男子労働者の賃金があるため不利に低下しないための調整を、そして現行水準の確保を主張したのであった。ところで男子熟練労働力の不足化はその賃金の上昇の傾向を示し、従って、彼らの現行水準確保の要求に譲歩するともに実は現行水準を最高賃金率 (maximum rate) に抑制する方策がとられた。軍需品法がそれである。実に軍需品法は賃金抑制の側面をもつものであって、この点は注意しなくてはならない。男子熟練労働者の賃金抑制は、当然 Dilution によって導入される未熟練労働者とともに婦人労働者の賃金を、その供給源の大きいことと相俟って、いわゆる "bare subsistence wage" におく傾向を生ずる。ここに戦時労働運動の担い手として未熟練労働者・婦人労働者が登場する根拠があり、彼らによる同一労働同一賃金の要求、及び最低賃金制拡大の

め生計費は上昇し、従って実賃金は下落し(一四年七月を一〇〇として、一五年一八三、一六年一七四、一七年一八四、一八年一九〇)、生活水準は漸次低落していった。次表はこれを示すであらう。

	世帯当り一週間 食料費		上昇率比 1914年7月	実賃 食料購買力	
	ポンド	シリング		ポンド	シリング
1904年	22	6	—	—	—
1914年— 7月25日	25	0	—	20	0
8月 8日	29	0	16%	17	3
9月12日	27	9	11	18	0
12月 1日	29	3	17	17	0
1915年— 1月 1日	29	9	19	16	10
4月 1日	31	6	26	15	10
7月 1日	33	9	35	14	10
10月 1日	35	6	42	14	1
1916年— 1月 1日	37	0	48	13	6
4月 1日	38	0	52	13	2
7月 1日	41	3	65	12	1
10月 1日	42	9	71	11	8
1917年— 1月 1日	47	9	91	10	5
4月 1日	49	9	99	10	0
7月 1日	51	6	106	9	8
10月 1日	50	6	102	9	11
1918年— 1月 1日	52	9	111	9	6
4月 1日	52	6	110	9	6
7月 1日	53	6	114	9	5
10月 1日	58	6	134	8	6

Labour Year Book 1919, p. 239.

生活水準のかかる低落に対し、何ら経済的譲歩が行われなかったのではない。それは「戦時割増金」(war bonuses)として賃金の増額がなされた。もとより、この場合も労働者の闘争、すなわち一九一五年二月鉄道従業員の五シリング要求運動によって始めて実現されたことをつけ加えておかねばならない。この割増金は生産委員会(The Committee on Production)によっても妥当なものと考えられたが、しかし、それは戦時の特殊事情に対応するものとして戦時に限られ、且つ、普及も主として組織労働者の範囲であった。そ



ScIIIs, *The British Trade Boards System*. p. 158.

これは本来の賃金増額ではなく、暫定的な手当として増額され、しかも適用範囲は限られて、原則である賃金抑制の方策が持続された。従って、賃金増額を多くに必要とする未組織労働者の多くは改善されないままに措かれることになった。戦時の労働強化のために賃金支払方法がますます出来高給に移行するに對し、従来の最低賃金制は時間賃金率の規定であるため効果が少なかったことと相俟って、彼らの実質的な賃金は低下せざるをえなかった。戦時における最低賃金率が生活水準とますます背離していったことは上表の示すところである。

もとより、未熟練或は婦人労働者の雇用、その低賃金が、熟練男子労働者に対して死錘的役割をなすものと考えて、防衛的措置がとられないことはなかった。すなわち、同一労働同一賃金の原則で婦人労働者の出来高賃率を協定し(ヨークシャ毛織物業部門の協定一九一六年二月)、或は Dilution を認める代りに婦人労働者の最低賃金の保証(機械工は婦人最低賃金二〇志を獲得)一九一一年一〇月、鉄道従業員も一九一六年八月獲得)を得た。しかし、これもまた組織労働者の場合であって、かかる譲歩を得てもなお実質賃金の低下は進行し、まして組織力をもたない労働者の賃金

水準、生活水準の低落は甚しく、他方における戦時資本利潤の増大を労働者は知って、法的制限があるにもかかわらず激しい闘争に至った。これを具体的にみることにしよう。

- (1) *Labour Year Book 1919*, p. 235. 参照。
- (2) *ibid.*, p. 235.
- (3) G. D. H. コール、イギリス労働運動史Ⅱ、岩波版、二二八頁。
- (4) 生産委員会は大蔵省協定によって設けられたもので、戦時賃金をも統轄し、その活動については *Report of Proceedings under the Conciliation Act. 1896. General Report. 1914-1918.* を参照された。
- (5) Kirkaldy, *British Labour 1914-21*, p. 104.
- (6) J. B. Jefferys, *The Story of the Engineers*, p. 175.
- (7) 「戦時中には戦前に得られた利潤をはるかに上まわる四〇億ポンド以上の利潤が得られた」(ハット、イギリス労働運動史、理論社版、八三頁)、なお J. B. Jefferys, *ibid.*, p. 177. 参照。

第一次大戦は『機械工の戦争』(Engineers' War)とも称せられ、政府の経済、労働政策の主たる対象は機械工業であり、これに対し、労働運動の中核もまた機械労働者であった。そして、その機械労働者全体の八五—九〇%を占めるクライド地方(Clyde)が戦時労働運動の中心になったのである。まず運動は一年二月の争議となって現われる。これは前年十一月の賃金協定の期限終了に際して、時間当り二ペンス(週九シリング、すなわち三六シリングから四五シリングへの増額)の要求に基くものである。この要求はまた、当時進められていた組合幹部(A・S・E)と政府・雇主との大蔵省協定への動向に対し、組合権利の擁護の要求と間接に結合したものであった。組合幹部の時間当り四分三ペンスの受諾説得にも拘らず、所期の要求のためストライキが、G. & J. Weirs て二千人をもって始った(四分三ペンス受諾)。大衆は、A・S・E提案(四分三ペンス受諾)を多数を以て否決し

て争議は拡大し、九千人、八企業に及んだのである。この強い大衆の態度はクライドの激しい物価騰貴から生じた生活難と、当局請負業者の不当利潤に対する憎悪のためとみられている。⁴⁾ 争議は戦時割増金の形で、一時間一ペニー、半熟練労働者四分三ペンス、請負労働者一〇%増の結果を以て終った(三月二日)。周知のとおり、闘争の担い手は職場世話役(Shop Stewards)を中心とする組合員大衆であって、「闘争の発展で第一に重要なことはあらゆる部門及び労働者を代表する工場委員会が今や活潑化したことであつた」⁵⁾。そして、この工場委員会はさらに組織化の進展をみせるに至つた。(the Central Labour Withholding Committee から Clyde Works Committee となる)。この争議は、ガランチャー(William Gallacher)もさうように⁶⁾、非公認スト("unofficial" strike)よりも自然発生スト("Spontaneous" strike)として現われ、運動の過程で、組合員大衆が意識において、組織においても著しい進展を示したのである。

この闘争について、"We are not Paying Increased Rent" をスローガンにする家賃騰貴反対運動が、クライド機械工の婦人たちによつてすすめられ(一九二五年一〇月)、遂に政府の譲歩——「家賃制限法」(a Rent Restriction Act)を致らしめ、運動は社会主義労働党(S. L. P. De Leonism)の指導の下で大衆的基礎をますます拡充していった。と同時に、この闘争は経済闘争から政治闘争への発展の必要を大衆に意識させるものでもあつた。

組合は軍需品法による Dilution を認める代償として婦人の最低賃金二〇シリングの保証を得たけれども(一九一五年十月)、この政府の経済的譲歩も大衆の不満を緩和するものではなかつた。軍需品法第七項(経営者は一方的に労働者を解雇できるが、労働者は許可なく職場を去り得ない規定)に対する不満、賃金抑制を行いながら一方アメリカ労働者を高賃金で雇用する経営者への不信から、「Dilution 計画は労働者の管理のもとして行われねばならな

い」という要求を強く主張していたのである。他方軍需生産の緊急性に迫られた政府は、首相(ロイド・ジョージ)自ら説得活動をしなければならなかった(クライド訪問、一九一五年二月二五日、但し説得失敗に帰す⁹⁾)。その後の機械工の動きに(機械工の時間当り二ペンスの要求を生産委員会が拒否——一九一六年一月二〇日——したことから生じた)、政府は国土防衛法(D.O.R.A.)の適用で幹部を逮捕、弾圧策をとったが何ら問題の解決とならず、遂に組合役員の権利侵害を直接の契機として、A・S・E執行部の抑制にも拘らず再び大規模なストライキに入り一応の成果を取めたのである(一九一六年三月一七日開始して、四月四日、組合権利の保証を得て解決)。

以上の如きクライドの闘争は組合幹部の政府との癒着に対し、組合員大衆が悪化する生活条件それ自体の中から運動の担い手としてあらわれ、当初の経済闘争から、「職場の諸条件に対する管理権をますます増大せしめること、雇用条件を規制すること、階級的基礎に立脚して労働者を組織すること、および賃金制度の打倒と労働者階級の自由と産業民主主義の樹立が達成されるまで階級闘争をつづけてゆく¹⁰⁾」というクライド委員会の宣言にもみられるように政治的性格をもつものへ發展したのである。

このように、賃金要求——工場管理を課題とするクライドの運動を代表的なものとして、第一次大戦時の労働運動は、部分的ではあったが他の産業部門の労働者にも同様の傾向をもって現れた。それは頗る尖鋭的なものであり、そしてかかる運動が量的にも質的にも發展する傾向を示し、労働組合会議(T・U・C——一九一六年)においてすら「本大会は鉄道を完全に国有化するよう政府に要求する。そして同時に、鉄道労働者が自己の生活と労働の諸条件の管理に実際の発言をもちうるようになると同じく関係労働組合が鉄道制度の運営に参与するよう取計うことを要求する¹¹⁾」との決議を絶対多数で可決するまでに至ったのである。一九〇九年以降の争議を表示すれば次のようである。

年	ストライキ及び ロックアウト数	参加労働者数 (直接及間接)	争議日数
1909	436	300,819	2,773,986
1910	531	515,165	9,894,831
1911	903	961,980	10,319,591
1912	857	1,463,281	40,914,675
1913	1,497	688,925	11,630,732
1914	999	448,529	10,111,337
1915	706	452,571	3,038,134
1916	581	284,396	2,599,800
1917	688	860,727	5,963,900
1918	1,252	1,096,828	6,237,100

Report(12) of Proceedings under the conciliation
Act, 1899. General Report. 1914-1918, p. 25 より.

はどのようになされてゆくかが問われなければならない。(未完)

- (1) J. B. Jefferys, *The Story of the Engineers*, p. 174.
 (2) W. Gallacher, *Report on the Clyde*, 1919, p. 18.
 (3) 票決下表のとおり W. Gallacher, *ibid.*, p. 46.

イギリス最低賃金制発展過程の一考察)

戦前一九一〇—一三年の労働不安は、大戦勃発を契機に組合幹部層においては断絶されたけれども、労働者下層部においてはひきつがれ、深められたとみななければならないであろう。その不安は経済的なものとどまらず政治的不安にまで進展したのである。支配階層は、大戦期前半においては、部分的な政治的、経済的譲歩を伴いながらも弾圧策をもって労働者に臨んだが、その政策も不安の激化のために変更を迫られ、一九一六年より抑圧を背後にになった譲歩策の採用に変わっていくのである。まさに「飴つき鞭」は社会的産業的平和確保のために「鞭つき飴」に転化するのである。一九〇九年から一九一八年の最低賃金制の発展もまたこの一環にはかならない。「鞭つき飴」はどのような内容をもち、一九一八年法の成立

	賛	否
Glasgow	504	6,439
Dumbarton	23	310
Greenock	91	693
Paisley	160	988
Mid Lanark	37	356
North Ayrshire	14	140
	829	8,926

- (4) J. B. Jefferys, *ibid.*, pp. 176-7.
- (5) W. Gallacher, *ibid.*, p. 51.
- (6) *ibid.*, p. 42.
- (7) 指導者は典型的な労働者階級の主婦 Mrs. Barbour である (W. Gallacher, *ibid.*, p. 52.)
- (8) J. B. Jefferys, *ibid.*, p. 178.
- (9) 首相との会談において指導者の一人 J. W. Muir は次のように主張したが、この提案を首相は受諾せず、会談は失敗に終った。「戦争によって必要になった生産の迅速化は、この過程の特別のスピード化を緊急必要なものとした。すべてこれをわれわれは了解した。その過程をとめようとはしなかった。反対にそれを助長した。しかしわれわれは大規模な *Dilution* が雇主によってチープ・レーバーを入れ、またこの方法によって一般標準の低下を強制するため用いられている事実に注意しなければならなかった。……われわれの間での唯一の問題となったのは、誰がその過程を管理しようとしているか、雇主かそれとも労働者かということであった。首相は雇主を擁護しないと云った。彼の意に介することは戦に勝つことであった。それ故われわれは政府が雇主から工場権利を引きとり、賃金、労働条件及び新しい労働の導入に關するすべての問題の全管理を工場委員会の手におくことを提案した」。(W. Gallacher, *ibid.*, p. 92.)
- (10) Allan Hurt, *British Trade Unionism* (理論社版八九頁)。
- (11) Cole and Arnot, *Trade Unionism on the Railways*, 1917, p. 106.